

岩手県告示第518号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、次のとおり、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域としての指定を解除する。

令和8年9月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 指定を解除する区域 一関市字柄貝4番1の一部、5番1の一部、6番1の一部、7番4の一部、9番2の一部及び11番2の一部（別紙図面のとおり。）
- 2 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号。以下「省令」という。）第31条第1項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 トリクロロエチレン、一・二・ジクロロエチレン、クロロエチレン、カドミウム及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 3 指定を解除する区域において土壤の汚染状態が省令第31条第2項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 なし
- 4 指定を解除する区域において講じられた汚染の除去等の措置 基準不適合土壤の掘削による除去及び原位置浄化による除去

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県環境生活部環境保全課及び県南広域振興局保健福祉環境部一関保健福祉環境センターに備えておいて縦覧に供する。